

(お知らせ)

## 平成 22 年度末の浄化槽の普及状況について

平成 23 年 9 月 1 日 (木)			
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部			
廃棄物対策課浄化槽推進室			
直 通	03-5501-3155		
代 表	03-3581-3351		
室 長	藤塚 哲朗	(内線 6861)	
室長補佐	東 利博	(内線 6863)	
担 当	天野 聡	(内線 6865)	
担 当	山地 悠毅	(内線 6865)	

今年度調査においては、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の 3 県において、調査不能な市町村があるため、今年度は調査対象外としています。

平成 22 年度末における浄化槽の普及人口は、1,059 万人であり、平成 21 年度末の普及人口（平成 21 年度末については全国で 1,124 万人、3 県を除いた場合は 1,058 万人）と比較して 1 万人、率にして 0.09%増加しました。

また、浄化槽普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.74%（平成 21 年度末については全国で普及率 8.84%、3 県を除いた場合は 8.72%）となりました。

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。その特長としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、河川の自然浄化能力が活用でき水量確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段です。

### 1. 汚水処理施設及び浄化槽の普及状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成 8 年度から合同で汚水処理（三省がそれぞれ所管する浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設等、下水道による処理）の普及状況を公表しています。

平成 22 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 10,531 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、86.9%でした。このうち、浄化槽の普及人口は 1,059 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.74%でした。（表 1 及び図 1 参照）

なお、都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況を表 2 に示します。

## 2. 浄化槽の特長

浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものですが、その特長は次のとおりです。

- (1) 処理性能が良い。
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率 90%以上
  - ・放流水の BOD が 20mg/l 以下
- (2) 設置費用は 5 人槽で 84 万円程度と比較的安価である。
- (3) 設置に要する期間は 1 週間から 10 日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。
- (4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。
- (5) オンサイトの処理システムであるため、河川の水量確保とともに、水循環に支えられて多様な生態系を維持することが可能であり、環境保全上健全な水循環に資する。
- (6) 小河川の自然浄化能力を活用できる。

## 3. 浄化槽の設置整備

環境省（旧：厚生省）は、昭和 62 年に浄化槽設置整備事業（旧：合併処理浄化槽設置整備事業）を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきました。

また、平成 6 年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業（旧：特定地域生活排水処理事業）を創設しました。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われること等から、環境省としても、その推進に注力しているところです。特に平成 14 年度補正予算からは、浄化槽による污水处理施設の整備が下水道などの集合処理に比べて経済的、効率的である地域を対象とするなど、大幅な補助対象要件の緩和を行っています。平成 23 年度の実施市町村は 272 市町村となっており（表 3 参照）、今後とも本事業の一層の推進を図っていきます。

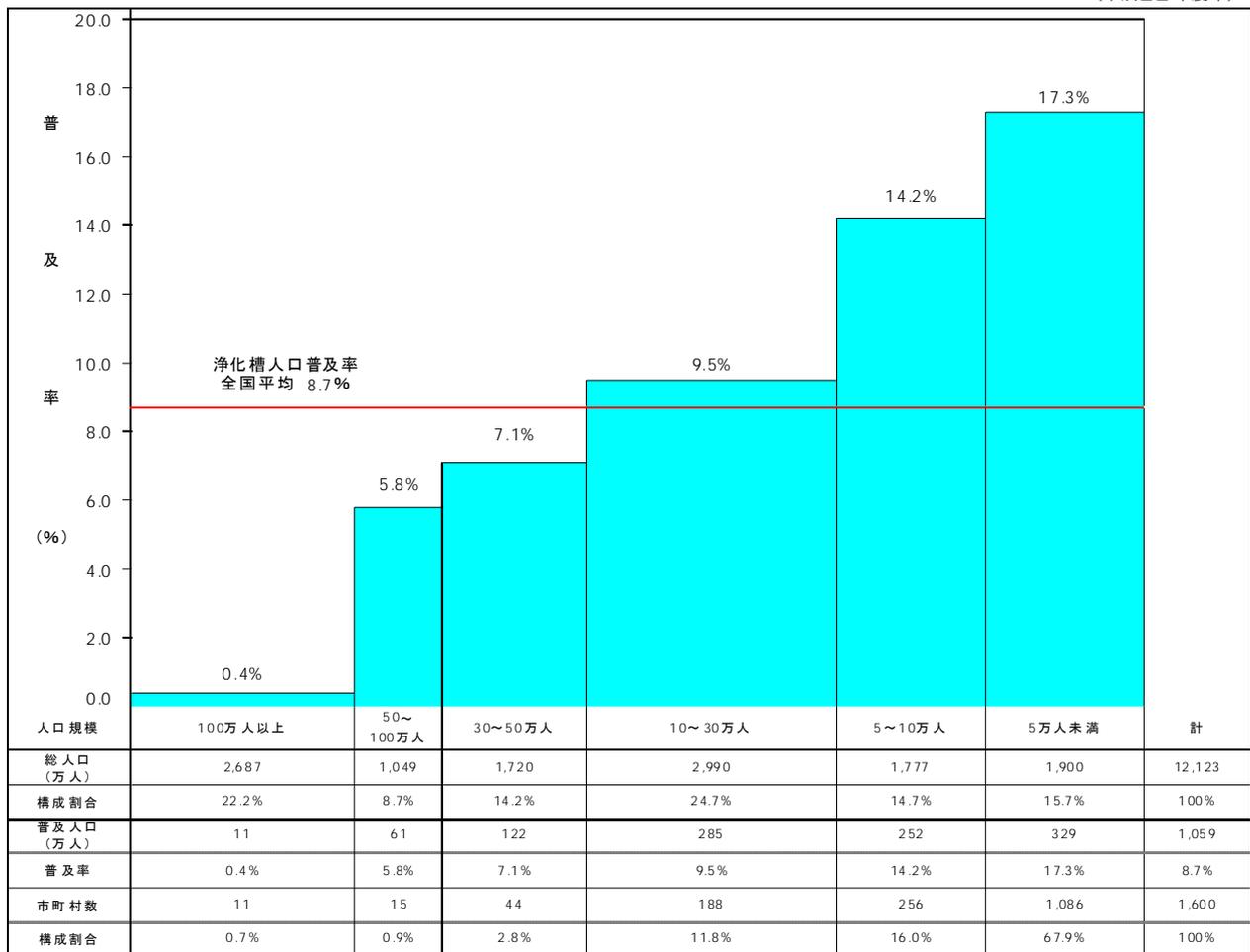
さらに、平成 22 年度から、省エネ型浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業において、一定の要件に合致する場合、助成率を従来の 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げる「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」を設け、浄化槽整備の一層の推進を図ることとしています。

[表 1] 平成 22 年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成22年度末	平成21年度末	H 2 1 → H 2 2	
			増加分	増加率
普及人口	1,059万人	1,058万人 (1,124万人)	1万人	0.09%
普及率	8.74%	8.72% (8.84%)	0.02ポイント	—

- (注)
1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。
  2. 普及人口は1万人未満を四捨五入した。
  3. 平成22年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において、調査不能な市町村があるため、今年度は調査対象外としている。
  4. 平成21年度末欄上段の値は岩手県、宮城県、福島県を除いた値を、  
( ) 書きの値は全国合計の値を示す。

(平成22年度末)



- (注)
1. 総市町村数 1,600の内訳は、市 748、町 689、村 163(東京都区部は市数に1市として含む)。
  2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
  3. 平成22年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において、調査不能な自治体があるため、今年度は調査対象外としている。

[図 1] 都市規模別浄化槽普及率

[表2]平成22年度末の都道府県別の浄化槽等の普及状況

(平成22年度末)

都道府県名	総人口 (千人)	汚水処理 人口 (千人)	汚水処理 人口普及率	浄化槽 処理人口 (千人)	うち浄化槽 整備区域内 処理人口	浄化槽人口 普及率	浄化槽 整備区域内 人口普及率	コミュニティ ・プラント 処理人口 (千人)	コミュニティ ・プラント 普及率
北海道	5,499	5,150	93.7%	154	(133)	2.8%	(2.4%)	-	-
青森県	1,396	1,000	71.6%	115	(31)	8.3%	(2.2%)	-	-
岩手県	-	-	-	-	(-)	-	(-)	-	-
宮城県	-	-	-	-	(-)	-	(-)	-	-
秋田県	1,098	876	79.9%	115	(59)	10.5%	(5.4%)	-	-
山形県	1,169	1,020	87.2%	86	(36)	7.3%	(3.1%)	-	-
福島県	-	-	-	-	(-)	-	(-)	-	-
茨城県	2,973	2,297	77.2%	422	(214)	14.2%	(7.2%)	11	0.4%
栃木県	1,996	1,580	79.2%	271	(197)	13.6%	(9.9%)	1	0.1%
群馬県	1,999	1,458	73.0%	320	(210)	16.0%	(10.5%)	26	1.3%
埼玉県	7,141	6,282	88.0%	702	(398)	9.8%	(5.6%)	1	0.0%
千葉県	6,162	5,125	83.2%	801	(456)	13.0%	(7.4%)	9	0.1%
東京都	12,662	12,600	99.5%	28	(13)	0.2%	(0.1%)	2	0.0%
神奈川県	8,907	8,670	97.3%	133	(31)	1.5%	(0.3%)	-	-
新潟県	2,379	1,933	81.3%	127	(47)	5.3%	(2.0%)	-	-
富山県	1,093	1,026	93.8%	51	(4)	4.7%	(0.4%)	5	0.5%
石川県	1,160	1,042	89.8%	50	(36)	4.4%	(3.1%)	5	0.4%
福井県	806	729	90.4%	49	(22)	6.1%	(2.7%)	-	-
山梨県	861	653	75.9%	104	(54)	12.1%	(6.3%)	7	0.8%
長野県	2,154	2,052	95.3%	124	(101)	5.7%	(4.7%)	2	0.1%
岐阜県	2,077	1,822	87.7%	234	(147)	11.3%	(7.1%)	4	0.2%
静岡県	3,761	2,742	72.9%	480	(222)	12.8%	(5.9%)	20	0.5%
愛知県	7,250	6,178	85.2%	784	(360)	10.8%	(5.0%)	11	0.2%
三重県	1,844	1,439	78.0%	487	(81)	26.4%	(4.4%)	4	0.2%
滋賀県	1,391	1,361	97.9%	59	(3)	4.2%	(0.2%)	-	-
京都府	2,547	2,430	95.4%	62	(36)	2.4%	(1.4%)	1	0.0%
大阪府	8,682	8,308	95.7%	212	(6)	2.4%	(0.1%)	0.5	0.0%
兵庫県	5,580	5,480	98.2%	121	(82)	2.2%	(1.5%)	75	1.3%
奈良県	1,407	1,191	84.7%	129	(46)	9.2%	(3.3%)	6	0.4%
和歌山県	1,026	532	51.9%	272	(62)	26.5%	(6.0%)	-	-
鳥取県	592	537	90.7%	44	(13)	7.4%	(2.2%)	1	0.2%
島根県	718	518	72.1%	96	(51)	13.3%	(7.1%)	5	0.7%
岡山県	1,934	1,534	79.3%	314	(120)	16.2%	(6.2%)	-	-
広島県	2,853	2,344	82.2%	320	(140)	11.2%	(4.9%)	2	0.1%
山口県	1,455	1,168	80.3%	227	(64)	15.6%	(4.4%)	0.1	0.0%
徳島県	791	391	49.4%	245	(140)	31.0%	(17.7%)	7	0.9%
香川県	1,010	687	68.1%	250	(205)	24.8%	(20.3%)	0.4	0.0%
愛媛県	1,450	1,019	70.3%	271	(71)	18.7%	(4.9%)	7	0.5%
高知県	766	526	68.6%	245	(130)	32.0%	(16.9%)	2	0.3%
福岡県	5,043	4,413	87.5%	473	(298)	9.4%	(5.9%)	24	0.5%
佐賀県	856	629	73.4%	122	(63)	14.3%	(7.4%)	1	0.1%
長崎県	1,441	1,069	74.2%	177	(104)	12.3%	(7.2%)	6	0.4%
熊本県	1,828	1,463	80.0%	244	(169)	13.3%	(9.2%)	1	0.1%
大分県	1,202	808	67.2%	222	(134)	18.4%	(11.1%)	1	0.1%
宮崎県	1,148	892	77.7%	223	(185)	19.4%	(16.1%)	-	-
鹿児島県	1,714	1,199	69.9%	475	(385)	27.7%	(22.5%)	4	0.2%
沖縄県	1,414	1,140	80.6%	150	(66)	10.6%	(4.6%)	-	-
全国計	121,233	105,311	86.9%	10,591	(5425)	8.7%	(4.5%)	250	0.2%

注) 総人口、処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用。  
 処理人口0人及び岩手県、宮城県、福島県は、「-」で表示。  
 浄化槽整備区域内とは、浄化槽によって区域内の汚水処理施設の整備を行うとして各市町村により  
 定めているもので、その処理人口及び普及率は、把握している限りの数値である。  
 平成22年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において、  
 調査不能な市町村があるため、今年度は調査対象外としている。

[表3] 平成23年度 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村

平成23年4月1日現在

都道府県名	自治体数	市町村名
北海道	12	北斗市、寿都町、黒松内町、中川町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、本別町、喜茂別町、利尻町、妹背牛町、上ノ国町
青森県	4	大鰐町、十和田市、平川市、平内町
岩手県	14	花巻市、奥州市、一関市、洋野町、二戸市、西和賀町、八幡平市、葛巻町、一戸町、金ヶ崎町、宮古市、岩手町、盛岡市、紫波町
宮城県	10	仙台市、石巻市、栗原市、登米市、大郷町、加美町、大和町、大崎市、大衡村、色麻町
秋田県	12	能代市、横手市、大館市、北秋田市、東成瀬村、湯沢市、由利本荘市、大仙市、藤里町、仙北市、秋田市、八峰町
山形県	9	鶴岡市、酒田市、長井市、最上町、大蔵村、高畠町、飯豊町、白鷹町、上山市
福島県	11	三春町、白河市、会津若松市、西会津町、金山町、三島町、会津美里町、浪江町、須賀川市、昭和村、磐梯町
茨城県	6	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、桜川市、小美玉市
栃木県	2	鹿沼市、大田原市
群馬県	16	太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、嬬恋村、高山村、東吾妻町、昭和村、中之条町、みどり市、長野原町、伊勢崎市
埼玉県	5	秩父市、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	6	八王子市、奥多摩町、小笠原村、青ヶ島村、利島村、八丈町
神奈川県	2	山北町、相模原市
新潟県	8	長岡市、上越市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市、村上市、魚沼市、出雲崎町
富山県	3	南砺市、富山市、砺波市
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町、志賀町、宝達志水町
福井県	3	越前市、福井市、おおい町
山梨県	7	甲府市、甲斐市、山梨市、甲州市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	12	松本市、南木曾町、筑北村、栄村、木祖村、長野市（旧信州新町）、伊那市、飯山市、安曇野市、木曾町、麻績村、生坂村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	掛川市
三重県	7	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、名張市、伊賀市、紀宝町
京都府	5	宇治田原町、京丹波町、綾部市、舞鶴市、京丹後市
大阪府	4	枚方市、富田林市、河内長野市、大東市
奈良県	2	黒滝村、天川村
和歌山県	4	田辺市、日高町、高野町、有田川町
鳥取県	5	伯耆町、南部町、日南町、鳥取市、北栄町
島根県	13	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、隠岐の島町、東出雲町
岡山県	6	高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、奈義町
広島県	6	広島市、三原市、三次市、庄原市、安芸高田市、東広島市
山口県	3	宇部市、萩市、岩国市
徳島県	5	三好市、阿南市、勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	まんのう町、高松市、三豊市
愛媛県	9	八幡浜市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、今治市、愛南町
高知県	2	津野町、土佐町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	6	唐津市、神埼市、有田町、武雄市、江北町、佐賀市
長崎県	6	西海市、雲仙市、時津町、長崎市、諫早市、小値賀町
熊本県	13	八代市、玉名市、天草市、菊池市、美里町、和水町、南関町、南小国町、南阿蘇村、芦北町、苓北町、長洲町、小国町
大分県	5	佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、国東市
宮崎県	3	宮崎市、延岡市、綾町
鹿児島県	6	薩摩川内市、曾於市、長島町、龍郷町、知名町、三島村

※太字は、23年度からの新規実施自治体の市町村（市町村合併による新市町村は、継続市町村としている）  
 ※過去に浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を整備し現在は維持管理のみを行っている市町村を含む  
 ※平成23年度実施 43県 272市町村

参考

平成22年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処理施設名	汚水処理人口 (単位:万人)	
	平成22年度末	(参考) 平成21年度末
下水道	9,104	9,013 (9,360)
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	344	344 (379)
浄化槽	1,059	1,058 (1,124)
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	75	75 (82)
内、浄化槽設置整備事業分	518	503 (542)
内、上記以外分	467	480 (500)
コミュニティ・プラント等	25	26 (28)
計	10,531	10,442 (10,890)
汚水処理人口普及率	86.9%	86.1% (85.7%)
総人口	12,123	12,133 (12,706)

(注) 1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成22年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において、調査不能な市町村があるため、今年度は調査対象外としている。

3. 参考欄上段の値は岩手県、宮城県、福島県を除いた値を、( )書きの値は全国合計の値を示す。